

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(条例別表第2の規則で定める事務) 第7条 [略] 2～17 [略]	(条例別表第2の規則で定める事務) 第7条 [略] 2～17 [略]
18 条例別表第2第18号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略]	<u>18 条例別表第2第18号の規則で定める事務は、岩手県立病院等利用料条例（昭和25年岩手県条例第55号）第1条の徴収を受ける者又はその相続人及び徴収を受ける者の保証人又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</u>
19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]	19 条例別表第2第19号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略]
20 条例別表第2第20号の規則で定める事務は、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第7条第2項の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。	20 条例別表第2第20号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]
21 条例別表第2第21号の規則で定める事務は、心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）第17条第3項第2号又は第4項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。	21 条例別表第2第21号の規則で定める事務は、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第7条第2項の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
22 条例別表第2第22号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略]	22 条例別表第2第22号の規則で定める事務は、心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）第17条第3項第2号又は第4項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
23 条例別表第2第23号の規則で定める事務は、青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号） <u>第11条の2第3項</u> の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。	23 条例別表第2第23号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略]
24 条例別表第2第24号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略]	24 条例別表第2第24号の規則で定める事務は、青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号） <u>第12条第1項</u> の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
	25 条例別表第2第25号の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) [略]
	<u>26 条例別表第2第26号の規則で定める事務は、次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。</u>

	<p>(1) <u>県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）第16条第1項（同条例第25条第2項、第27条第3項及び第46条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第4項（同条例第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の徴収を受ける者又はその相続人及び徴収を受ける者の連帯保証人又はその相続人</u></p> <p>(2) <u>県営住宅等条例第17条第2項の還付を受ける者又はその相続人</u></p> <p>(3) <u>県営住宅等条例第27条第2項の徴収を受ける者又はその相続人及び徴収を受ける者の連帯保証人又はその相続人</u></p> <p>(4) <u>県営住宅等条例第32条第3項の金銭を支払わなければならない者又はその相続人及び金銭を支払わなければならない者の連帯保証人又はその相続人</u></p> <p>(5) <u>県営住宅等条例第46条第1項の徴収を受ける者又はその相続人</u></p>
<p>25 <u>条例別表第2第25号</u>の規則で定める事務は、岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>	<p>27 <u>条例別表第2第27号</u>の規則で定める事務は、岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該産業廃棄物税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する次に掲げる者の生存の事実又は氏名、住所若しくは生年月日の確認とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p>
<p>26 <u>条例別表第2第26号</u>の規則で定める事務は、地震による被災建築物の危険度の判定を行う判定士の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p>	<p>28 <u>条例別表第2第28号</u>の規則で定める事務は、地震による被災建築物の危険度の判定を行う判定士の資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p>
<p>27 <u>条例別表第2第27号</u>の規則で定める事務は、高齢者向けの住宅の改修等に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p>	<p>29 <u>条例別表第2第29号</u>の規則で定める事務は、高齢者向けの住宅の改修等に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p>
<p>28 <u>条例別表第2第28号</u>の規則で定める事務は、公有財産の売払いの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p>	<p>30 <u>条例別表第2第30号</u>の規則で定める事務は、公有財産の売払いの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。